



様式第3号

下妻地方広域事務組合 指令第G2501号

許 可 証

住 所 茨城県常総市水海道宝町3385番地3  
ダイゼンビル  
氏 名 株式会社 ダイゼン  
代表取締役 前島 聡

令和7年1月22日に申請のあった一般廃棄物の運搬業については、  
法律 第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。  
廃棄物の処理及び清掃に関する  
浄化槽法

|             |                                                                                           |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 営業所の所在地及び名称 | 茨城県常総市水海道宝町3385番地3 ダイゼンビル<br>株式会社 ダイゼン                                                    |
| 取扱廃棄物の種類    | 特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定める特定家庭用機器<br>(一般廃棄物)に限る。                                              |
| 業務の内容       | 下妻地方広域事務組合(下妻市・八千代町・常総市のうち旧石下町の<br>区域)以外の許可を受けた市町村から収集した特定家庭用機器一般廃<br>棄物を下記の投入場所まで運搬する業務。 |
| 投入所の場所      | 下妻市下木戸365番地1<br>平和貨物運送㈱本社営業所(指定引取場所)                                                      |
| 営業許可期間      | 令和7年 3月13日 ~ 令和8年 3月31日まで                                                                 |
| 条 件         | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令(下妻地方広域事務<br>組合条例等を含む。)を遵守するほか、管理者の指示に従うこと。                         |

令和7年3月13日

下妻地方広域事務組合

管 理 者 菊 池

